一般飲食店におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例(2017年)

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労 働 者 規 模
1	12~ 13	店舗内駐車場施設に飛んできた大きな紙ゴミを片付け中、店舗正面左側屋根表面の 汚れが目に付いた。 脚立を使用してホースの水の勢いで汚れを吹き飛ばし、下に降 りようとしたときに誤って足を踏み外し、不安定なかたちで地面に飛びおりた。 着 地の際、近くにあったビール瓶の空きケースに左足親指があたり、親指裏側先部分 を負傷した。	25	10 ~ 29
2	15 [~] 16	店内キッチンにて、換気口のフィルターを外して脚立から下りる時、誤って足が滑り落下し、臀部を床で強打した。 尾てい骨骨折と診断された。	50	
2	14~15	店舗内の客席において脚立を立てて、換気扇の清掃を行っていたところ、フローリングの床であった為、脚立が滑り安定を失い、身体を支える物もなかった為、体勢を崩し、上から転倒してしまった。 その際に、右手を下にして、身体を支えるように転倒した為、右手薬指、小指、手の甲にひび(骨折)を負うに至る。	34	10 ~ 29
4	4~5	店舗の入口付近で懸垂幕を設置中、植栽の土の上に脚立を設置して作業していたと ころ、脚立が土にめり込みバランスを崩し、脚立ごと転倒し首・腰・左肩・左手を 受傷した。	50	50 ~ 99
5	15~ 16	ホールにて、掘りごたつテーブルの天井付近を清掃していた際、テーブルの上にお 子様用の椅子を置き、その上に乗り拭き掃除をしていたところ誤ってバランスを崩 し、腰から床に落下してしまった。	56	30 ~ 49
5	13~ 14	飲食店の高所に取付けてある換気扇を取り外し、脚立を降りようとしたところバランスを崩し、後ろ向きに約3m下に落下し、右足大腿骨頸部を骨折した。	44	1 ~

5	11~ 12		69	
7	11~12	受傷した。 工場内で材料の切断作業をしている時、卓上電動ノコに材料がくい込まれてしまい、左手の甲部分も少し巻き込まれて負傷してしまった。	62	30 ~ 49
7	11~12	店の敷地内のガレージ兼材木置き場で手伝い中脚立からおりる時脚立を足に当て倒れ、ぶら下がり40~50cmの高さから飛び降りた際左足を骨折。	47	1 ~
7	18~19	喫茶厨房内の壁掛けエアコンのフィルターを掃除し、脚立を使い取り付けて、降りようとしていたところ、下から3段目の所(高さ約90cm)で足を踏み外し落下して、後ろの作業台の角で強打し負傷した。	32	1 ~
7	18~19	当社地下のホールにおいて、テーブル席の間にすだれの仕切を設置していたが、仕切りが外れかかっていたので靴を履いて1人で脚立(約高さ150cm)を使用し取り外していた。 その作業中、片側のネジを外した際、手ですだれの仕切りを支えたが思った以上に重く、バランスを崩して脚立より転落し、テーブルと床で顔面と肋骨、大腿部を打ち、顔面、肋骨、大腿部を負傷した。	58	10 ~ 29
7	11~ 12	当社厨房内にて、脚立に登り換気扇の清掃作業中、体のバランスを崩し脚立から滑 り落ちてしまい、右足首をいためたもの。	66	1 ~
7	16~ 17	厨房の上部棚を清掃中、脚立から誤って足を踏み外し、製氷機にお腹から落下し、 あばら骨を骨折した。	40	
7	14~ 15	店舗1階で、脚立に乗って清掃中、脚立が崩れて落下した。	56	1 ~ 9
	17~	1階天井の蛍光灯を取り換え、伸ばした脚立から降りてくるときに脚立が滑って倒れた。脚立が倒れた際に落下し、左手首・左足・顔を強打した。 通常は使用しない長		50

7	18	い脚立を使ってしまったため、脚立を掛ける角度が適切でなかった。 そのため、降りるときに脚立の足が後方へ横滑りし、梁に掛けてあった上部が外れて、落下したものである。	21	99
9	11~ 12	店舗事務所横の倉庫にて、店舗で使用する資材の搬入作業中、立て掛けておいた脚 立が不意に前方から倒れてきて、胸部を強打し、首と左肋骨を受傷した。	20	30 ~ 49
9	8~9	キッチン天井を掃除しようと脚立に上って上を向いて作業している際、脚立のフックが老朽化しており折れて、一直線に開いた状態になり、その上に約2メートルの高さから前向きに右肘、左手首から落ち負傷したものである。	63	10 ~ 29
10	15~ 16	職場の倉庫で棚の上に置いてあるディスプレイ用の品が入っている箱を三段の脚立に乗って取ろうとした。 手に取って下りようとした時に、あと一段という所で滑って落下した。 お尻、頭と左肘を打った。	60	10 ~ 29
10	17~ 18	脚立を使い高いところへ使用したものを片付けて降りる際、バランスを崩し脚立ごと転倒し、脚立の鉄パイプ部分に脇腹を強打して負傷した。	46	10 ~ 29
11	12~ 13	厨房内にて仕込中、脚立に足を引っ掛け転倒し、その際に棚の角に頭部右側をぶつ け受傷した。	55	10 ~ 29
11	23~ 24	フロアにおいて椅子に乗り、テーブル上にある備品を補充していた際、足を滑らせ 椅子から落ちてしまう。 痛みはあったが勤務後、帰宅する。 様子をみていたが痛み が治まらず後日病院で受診する。	20	50 ~ 99
12	11 [~] 12	テーブルの上に乗って、高い場所の汚れを掃除しようとした際、テーブルが3本脚の テーブルであることを忘れていたため、1本脚の部分に体重がかかったとき、バラン スを崩して転倒した。		10 ~ 29
12	10~11	勤務先店舗内にて、脚立に上がり天井蛍光灯交換作業を行った。 脚立から降りる際、最下段で左足を踏み外し、左足小指側から着地し、左足首を負傷した。	44	50 ~ 99

12	9~10	電球交換のため脚立に上がったところ、バランスを崩して落ちてしまい、左足の膝 を痛めた。	65	10 ~ 29	,
----	------	--	----	---------------	---

出典:https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to: https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206 11.html